

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

国民年金保険料の免除・ 猶予に関する臨時特例措 置について

令和2年5月から、新

症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除・猶予の手続きが可能になりました。

が、本申請は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の内容を申し立てることで、現在の所得状況によって免除等を申請できます。

得状況によって免除等を申請できます。

※本免除（学生の場合）
学生納付特例）は、承認を受けた後、10年内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。

■手続方法

※申請書等を直接提出して
ください。

■対象者
免除・猶予申請について

②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、
当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保
険料の免除等に該当する水準になることが見
込まれること

■申請に必要な書類

- ・国民年金保険料免除・
納付猶予申請書
- ・所得の申立書
- ※マイナンバーにより郵
送で申請される人は、

■ 対象者	学生であれば、上記の免除・猶予申請と同様
■ 申請期間	令和元年度分
・ 令和2年2月分	令和2年3月分
・ 令和2年度分	令和2年3月分

※マイナンバーにより垂送で申請される人は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

■所得の基準

上記の免除・猶予申請と同様に、当年中の所得見込額を計算し、次ページ表に該当する金額以下の場合は、猶予が適用されます。

マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

■手続方法
上記の免除・猶予申請
と同様

- 申請に必要な書類
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・所得の申立書
- ・学生証のコピー
- ※マイナンバーにより郵便

学生納付特例の申請について

■対象者
学生であれば、上記の

- 申請期間
免除・猶予申請と同様
- 令和元年度分
- 令和2年2月分(令和2年3月分)
- 令和2年度分